

配属・異動

※警察行政職については、概ね2年～5年で異動があり、個々の能力適性等に応じた配置を行います。

職員の配属や異動は、本人の能力・適性等に応じて、将来に向けた能力開発といった観点も加味しながら総合的に判断して行っています。中でも、若手職員については、多様な経験と幅広いものの見方や考え方、知識を身につけてもらう、といった観点到重点をおいています。

1

異動ローテーション

■行政職

原則4年程度で異動します。新規採用職員については、幅広い視野を身につける目的から、本庁と出先機関をそれぞれ2年程度経験します。(合格した試験区分によって異動年限は若干異なります。)

■技術職

原則として行政職に準じますが、職種によって異なります。

2

やる気と能力を生かす人事

アイデアやチャレンジ精神あふれる職員が希望する業務にチャレンジできる制度を実施しています。

■キャリアクリエイト制度

職員が持つアイデアや意欲、向上心を喚起し、職員の多様な能力を有効活用するとともに、主体的なキャリア形成を支援する制度です。

■ベンチャーコース

創意工夫あふれる新規事業を提案した職員又は所属が提示する事業に関する改善方策等を提案した職員の中から選考を実施し、合格した職員を当該所属へ配置した上で事業化に取り組みます。

■リクルートコース

積極的に職務に取り組み、主体的にキャリアを描く職員の中から選考を実施し、選考に合格した職員を希望する所属へ配置します。



研修制度

※警察行政職については、警察学校等で研修を行うなど、独自の研修制度があります。

■センター研修

全庁的に共通する基本的能力等を養成することを目的として実施しています。経験年数や職階に応じた階層別研修と、個々のキャリア形成を促進するキャリア形成支援研修があります。

■部局等研修及び職場研修

配属先の各部局や職場等において、業務に必要な知識や技術等に関する研修を実施しています。

■自主研修

職員が自発的に行う個人学習やグループ学習等の支援をしています。また、働きながら大学院に修学する府職員(在職

期間4年以上等)を支援する制度もあります。

■新規採用職員の育成

先輩職員が、ジョブトレーナーとして良き相談相手となり実務面のサポートを行います。

センター研修	階層別研修	新規採用職員研修	採用時に、府政の現状と課題、公務員倫理や接遇等、講義や演習を通して府職員として必要な基礎知識・技能を養成しています。
		主事・技師級職員研修	採用後3年間を重点育成期間として位置づけ、府職員として必要とされる政策形成能力等の基礎的な能力を養成しています。
		その他、新任主査級、課長補佐級及び課長級職員研修、人権研修、管理職研修等により、各職階に求められる能力を養成しています。	
キャリア形成支援研修		キャリアサポート研修	採用後1・4・10年目職員に対して、職員のキャリアデザインをサポートしています。
		主査級昇任考査必須研修	主査級昇任考査対象者に対して、マネジメント力や政策形成能力、コミュニケーション力、経営管理等、主査級職員として必要な能力を養成しています。
		その他、ICT、プレゼンテーション、簿記知識、地方自治法に関する研修等により、基礎・実務能力を育成しています。	



よくある質問



より詳しいQ&Aはこちら

Q

競争試験を行う職種にはどのようなものがありますか。また、それぞれの受験資格について教えてください。



A

競争試験の試験区分及び受験資格は次のとおりです。原則として、学歴及び職務経験に関係なく受験できます。

■受験資格

試験職種・区分	受験資格(年齢)
行政(高校卒程度)	試験実施年度末年齢が18～21歳の人
行政(大学卒程度)	(1)試験実施年度末年齢が22～25歳の人 (2)下記 ^(※1) に該当する人
行政(社会人等:26-34)	試験実施年度末年齢が26～34歳の人
行政(社会人等:35-49)	試験実施年度末年齢が35～49歳の人
警察行政(高校卒程度)	試験実施年度末年齢が18～21歳の人
警察行政(大学卒程度)	(1)試験実施年度末年齢が22～29歳の人 (2)下記 ^(※1) に該当する人
技術 ^(※2) (高校卒程度)	試験実施年度末年齢が18～21歳の人
技術 ^(※2) (大学卒程度)	(1)試験実施年度末年齢が22～29歳の人 (2)下記 ^(※3) に該当する人
技術 ^(※2) (社会人等)	土木、建築、機械、電気:試験実施年度末年齢が30歳から49歳の人 環境、農学、農業工学、林学:試験実施年度末年齢が30歳から34歳の人

※1 試験実施年度末年齢が21歳以下の人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人(試験実施年度末までに卒業する見込みの人を含む。)又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人。

※2 技術:土木、建築、機械、電気、環境、農学、農業工学、林学。年度・試験区分によって募集のない職種もあります。

※3 試験実施年度末年齢が21歳以下の人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した人(試験実施年度末までに卒業する見込みの人を含む。)又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める人。

Q

複数の試験を重複して申し込むことはできますか。



A

同じ日に試験を行う職種は、重複して申し込むことはできません。試験日が重なっていない場合、受験資格を満たしていれば受験できる場合もございます。詳しくは試験案内をご確認ください。

Q

過去の試験問題を公表していますか。



A

大阪府職員採用案内ホームページに過去3年分の試験問題を一部掲載しています。また、府政情報センターでも公開しています。閲覧は無料ですが、コピーを希望される場合は、その費用(片面複写1枚につき10円)が必要です。

Q

日本国籍を有しないのですが、受験できますか。



A

競争試験職種の場合、警察行政職以外の職種について、日本国籍の有無は問いませんので、受験できます。なお、日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に関わる職以外の職に任用されます。

Q

性別、年齢、国籍、職歴、学歴、新卒・既卒などによる有利・不利はありますか。



A

性別、年齢、国籍、職歴、学歴、新卒・既卒などによる有利・不利はありません。受験資格を満たしている、すべての人に平等に競争試験・採用選考を行います。

Q

大阪府に住んだことがなくても合格できますか。



A

在住(または出身)都道府県による有利・不利はありません。毎年、大阪府外に住んでいる人も合格しています。

Q

国や市町村と、大阪府の仕事にはどのような違いがありますか。



A

大阪府は、広域自治体として、幹線道路の建設や地域保健の向上など複数の市町村にまたがる仕事、国や市町村との連絡調整などを幅広く行い、府民の暮らしを支えています。国の省庁は法律の制定など全国的に統一して定めることが望ましい事務のほか、経済・金融政策や社会保障、外交、防衛などの仕事を、市町村は住民の日常生活に直接かかわる身近な仕事を行います。